

報告第 28 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

松本市大手4丁目7番2号における公用車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月2日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 松本市

氏名

2 事故の概要

令和6年5月10日、松本市上土商店街上土通り駐車場内において、公用車を駐車する際に車幅を見誤り、相手方の車両のバンパーに接触した。

3 和解の内容

本件事故の原因は、安曇野市職員の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として115,064円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 29 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 20 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高柏原 4468 番 1 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 26 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 事故の概要

令和 6 年 9 月 24 日、損害賠償請求者が運転する軽自動車が市道穂高 4200 号線を西に向かい、自宅先の認定外道路（赤線）へ右折した際に、横断側溝のグレーチングが車両下部に跳ね上がった事でガソリントankを損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 100%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 91,000 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。